

収集運搬事業者 様

かながわ環境整備センター産業廃棄物搬入に係る講習会
有効期限の更新手続等について（通知）

日頃より当センターをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、来年度も引き続き当センターへ産業廃棄物を搬入いただくための手続き等についてお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

1 運転担当者の講習会有効期限の更新手続について

当センターに登録済である運転担当者について、来年度も引き続き搬入車両を運転する場合、講習会有効期限の更新手続が必要です。

当センターの資料（「搬入の手引き」、「産業廃棄物の搬入時の注意事項」及び「搬入時の荷姿」）を運転担当者に確認していただいた上で、別紙を令和7年2月17日（月）[必着]までに当センター宛てにFAXして下さるようお願いいたします。手続きが完了していない場合には、令和7年4月以降の搬入ができません。

また、過積載や搬入ルート違反などがあった場合、その他当センターが必要と認める場合には、講習会有効期限内であっても、再度、講習会を受講していただくことがありますので、ご注意ください。

※ 資料及び必要書類は、かながわ環境整備センターホームページ（下記 URL）に掲載しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f80175/p11095.html>

2 収集運搬業許可証及び登録車両、運転担当者の変更手続について

収集運搬業許可証及び登録車両、運転担当者の変更が生じた際は、収集運搬業者登録内容変更届（第4号様式）を提出してください。

添付していただく書類等は、次のとおりです。

（1）収集運搬業許可証

更新又は変更があった場合は、速やかに各自治体で取得した産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付して提出してください。

（2）車両登録

追加登録する場合は、自動車検査証（車検証）の写しを添付してください。搬入できる車両は、高さ3.5m以内で7.5mのトラックスケールに全車輪が乗ることが可能な車両です。

車両を削除する場合は、車検証の写しは不要です。

（3）運転担当者

運転担当者を変更又は新たに追加する場合は、講習会の受講が必要です。

3 搬入休止日のお知らせ

システム変更のため、3月31日（月）、4月1日（火）及び4月2日（水）は搬入を休止します。

問合せ先
かながわ環境整備センター
電話 (046)856-6810
FAX (046)856-6817